

入札概要書

R 8 森林 森林土木関係歩掛等調査業務 2 について、条件付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

R 8 森林 森林土木関係歩掛等調査業務 2

(2) 業務内容

入札概要書、特別仕様書及び契約書（以下「入札概要書等」という。）による。

(3) 業務委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 24 日(水)まで

(4) 設計金額

金 2, 875, 400 円 内消費税 261, 400 円

(5) 調達方法

条件付き一般競争入札

2 担当部局

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林土木担当

電話：088-621-2465

ファクシミリ：088-621-2891

電子メールアドレス：shinrindobokuhozenka@pref.tokushima.lg.jp

3 入札概要書等の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 7 月 13 日（月）

(2) 場所

徳島県ホームページ

(3) 方法

無料で配布する

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査を受け、入札公告日時点において資格を有すると認められている者で、営業種目「検査・分析・調査業務」中の「市場調査」に登録されている者であること。

- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (7) 令和3年度以降に四国内において、国又は県が発注した、同種業務(注1)又は類似業務(注2)を受注し、入札公告日までに完了した実績を有する者であること。
 - ※注1 同種業務とは、「公共事業積算に係る材料単価の価格及び歩掛調査に関する業務」とする。
 - ※注2 類似業務とは、「建設関連分野の価格に関する統計調査に関するもので、対面方式で調査対象データ数が1000以上（1業務当り）の規模の業務」とする。
- (8) 配置予定技術者として、次の条件を全て満たす者を配置できること。
 - ア 本業務に配置される予定の技術者を2名（その内の1名を管理技術者とする）とし、全ての技術者が同種業務又は類似業務について、令和3年度以降から入札公告日までの間に業務を完了した実績を有すること。
 - イ 本業務において配置される予定の管理技術者の手持ち業務の契約金額の合計が入札公告日時点において、2億円未満かつ契約件数が10件未満であること。
 - ウ 入札公告日時点において、本業務に配置される予定の技術者と会社との間に直接的、恒常的な雇用関係があること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）
 - 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行う際、次の確認資料を同時に提出しなければならない。なお、各様式の添付資料について重複がある場合は、1部のみの提出で足りるものとする。
 - ア 入札参加資格確認票（様式1）
 - 提出後落札決定までの間において、様式1に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- イ 配置予定技術者の資格要件書類（様式 2 ～ 5） ウ 同種業務又は類似業務の実績（様式 6）

令和 3 年度以降に四国内において、国又は県が発注した、同種業務又は類似業務を受注し、入札公告日までに完了した実績が確認できる書類

(2) その他

ア 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された確認資料を参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

ウ 提出された確認資料は返却しない。

エ 提出期間終了後は、確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格の確認手続

- (1) この入札に参加を希望する者は、確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）～令和 8 年 7 月 13 日（月）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林土木担当

(4) 参加資格の確認及び通知

ア 提出期間内に確認資料を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「4 入札に参加する者に必要な資格」によるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和 8 年 7 月 20 日（月）までに郵便または電子メールにより通知する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 7 月 21 日（火）午前 10 時

(2) 場所

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県庁 9 階 907 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

(4) 開札

(1) 及び(2)の日時、場所において入札者の立会いの上、開札を行う。

8 入札手続

(1) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき入札書を「7 入札及び開札の日時及び場所」の日時、場所に提出すること。

(2) 入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

(3) 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 入札の無効等

「4 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札及び徳島県契約事務規則第24条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、第1回の入札に際し、無効となった者は当該入札に係る再度入札に参加できないものとする。また、入札執行回数は2回を限度とする。

(6) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札保証金

免除

(8) 契約保証金

免除

9 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができる。なお、受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

- (2) (1)に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

10 契約書作成の要否等

要 「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

11 入札概要書に関する質問の受付及び回答

- (1) 入札概要書等に関する質問書は、書面（A4縦、様式自由）によることとし、書面は持参、郵送、ファクシミリ（送信後に電話により受信について確認すること。）又は電子メールにより提出すること。

なお、質問文書には質問に対する回答を送付する窓口の住所、部署、担当者名、電話及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレスを併記すること。

ア 受付場所

「6 入札参加資格の確認手続」(3)に同じ。

イ 受付期間

令和8年7月3日（金）～令和8年7月13日（月）（県の休日を除く。）までの午前9時から午後5時までとする。（正午から午後1時までを除く。）ただし、郵送の場合は、この期間内に必着のこと。

- (2) 入札概要書等に関する質問書に対する回答は、質問を受理した日から3日以内に質問者に、ファクシミリ又は電子メールで回答する。また、下記のとおり質問及び回答を閲覧に供する。

ア 閲覧場所

「6 入札参加資格の確認手続」(3)に同じ。

イ 閲覧期間

回答の翌日から入札日の前日までの午前9時から午後5時までとする。（県の休日を除く。）

12 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) その他

ア 申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

イ 申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 申請書に記載された管理技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

エ 提出された申請書は返却しない。

オ 申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者側が要求した場合は、この限りでない。

(3) 問い合わせ先

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課 森林土木担当

(電話088-621-2465)